

○厚生労働省告示第三百八十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
ドリサペルセンナト	D u c h e n n e 型筋ジス	プロセンサ ホールディング エ	平成二十六年
リウム	トロファイ	ヌ・ブイ・ジェイ・エイチ	十二月四日
		オーツベック 二一、二三三三	
		シーエイチ ライデン、オランダ	
カルファイルゾミブ	再発又は難治性の多発性骨	小野薬品工業株式会社 大阪市中	平成二十七年
	髓腫	中央区道修町二丁目一番五号	八月二十日